

このホームページに載せられている情報は東京大学大学院農学生命科学研究科／農学部に所属する学生向けであり、対象者以外のいかなる第三者によってどのような形であっても使用または複製されるべきではありません。

---

## 卒業・修了・退学（博士課程満期退学含む）後の在留資格の取扱いについて

---

「留学」ビザは大学に学籍があつて有効となりますので、卒業・修了・退学時にたとえ在留期間が残っていても、学籍を失った時点で無効となります。また、今持っている資格外活動許可書も無効になります。就職や研究で日本に残る場合は、在留資格の変更をする必要がありますので早めに手続きをとるようにして下さい。国費留学生や民間奨学金の受給者で在留資格「留学」が奨学金受給条件になっている場合は、資格変更のタイミングに注意して下さい。

### 対象者：

- －卒業・修了後、帰国しない者：①～③該当
- －退学後、帰国しない者：①及び③該当
- －博士課程満期退学後、帰国しない者：①～③該当

#### ① 日本で就職する者

取得する在留資格の種類は職種によって異なる。

#### ② 就職活動のため日本に残る者

特定活動ビザに変更が必要です。

入国管理局に提出する必要書類：

- (a) 在留資格変更申請書
- (b) パスポートのコピー
- (c) 在留カードのコピー（両面）
- (d) 大学からの推薦状（\*）

\* 推薦状取得のためには下記の書類を教務課留学生担当に提出して下さい。

- (a) 推薦状発行願
- (b) 指導教員所見
- (c) 在留中の経費支弁能力を証明する文書
- (d) 卒業証明書のコピー（または卒業見込証明書）あるいは  
退学証明書のコピー（または退学見込証明書）
- (e) 就職活動を継続して行っていることを明らかにする資料（面接通知、メール等）

③ 帰国準備等のため90日以内の期間日本に滞在する者

短期滞在ビザに変更が必要です。

短期滞在ビザでは、アルバイトや再入国はできません。

手続き：

1. 在留資格の種類に応じて申請書に記入し、添付書類を用意してください。  
申請書は入管HP から入手できます。  
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>
2. 入国管理局に提出してください。

手続きの詳細については、本学ビザコンサルティングサービスまたは教務課留学生担当にご相談下さい。

- ・ ビザコンサルティングサービス：

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/life-visa-vc.html>

- ・ 留学生担当：内線 20583

-----  
東京大学

農学生命科学研究科・農学部 教務課留学生担当  
-----

注意：

学生は国際交流室ホームページと掲示板による告知を確認することが前提となっています。